

④ 電子行政サービス等へのアクセス手段の多様化

現在、総務省においては、パソコンより普及率が高く多くの国民にとって身近な携帯電話、デジタルテレビ等の情報通信機器（デジタル機器）を活用し、電子行政サービス等へのアクセス端末の多様化を図ることを目指した検討が行われている。また、ネットワーク資源を活用し、ICカードからサーバに認証機能を一部移行させることにより、個人がオンライン上で簡易にサービスを受けられる方策の可否の検討が行なわれているところである。

以上については、平成22年度までに必要な調査研究・実証実験を行い、パソコンの利用率が低い高齢者を含めた電子行政サービス等の利用拡大、デジタル・ディバイドの解消に貢献することが目標とされている。

背景・課題

- 情報通信ネットワークを活用した電子行政サービス等の利用拡大が課題。
- アクセス端末に利用されているパソコンは、一般に性能は高いが普及率は必ずしも高くない。また、利用率の世代間格差が大きく、パソコンからのインターネット利用者は減少。
- 現行のICカードシステムは、利用するサービスを追加する度に、サービスへのアクセスに使用する認証鍵やソフトウェアをICカードに書き込む必要があるため、利用者の負担が大きい。

・携帯電話の普及(2008年末現在、約1億600万契約)

・テレビのデジタル化

・ASP・SaaS、クラウドコンピューティングに見られるネットワーク資源の利用

→情報通信・放送機器やネットワークの活用により課題解決に貢献できないか?

課題解決の方向性

- より普及率が高く多くの国民にとって身近な携帯電話、デジタルテレビ等の情報通信機器（デジタル機器）を活用し、電子行政サービス等へのアクセス端末の多様化を図る。
- また、ネットワーク資源を活用し、ICカードからサーバに認証機能を一部移行させることにより、個人がオンライン上で簡易にサービスを受けられる方策の可否を検討。
- 以上について、2010年度までに必要な調査研究・実証実験を行い、パソコンの利用率が低い高齢者を含めた電子行政サービス等の利用拡大、デジタル・ディバイドの解消に貢献。

図8-5：電子行政サービス等へのアクセス手段の多様化（概要）¹⁷

¹⁷ 「第12回 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」（平成21年3月6日）に総務省情報流通行政局情報流通振興課が提出した資料より抜粋。

⑤ 地域情報プラットフォーム推進事業

総務省は、財団法人全国地域情報化推進協会と連携し、地方公共団体等の様々なシステム同士の連携を可能にするために各システムが従うべき業務面や技術面のルールとして、地域情報プラットフォーム標準仕様を策定している。

また、総務省は、官民が連携したワンストップサービスの実現を目指し、平成 20 年度から、地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したシステムにより、引越分野等を対象に、ワンストップサービスの実証実験を実施し、ワンストップ化に向けた課題の抽出等を行っている。

地域情報プラットフォーム構想の推進

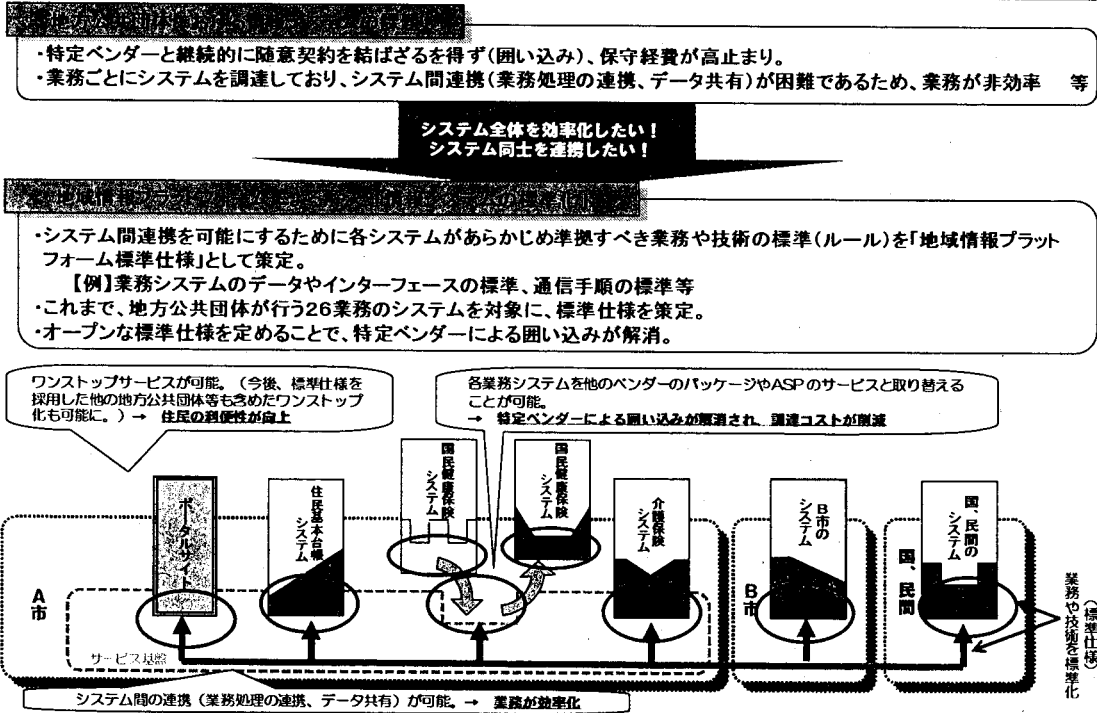


図 8 - 6 : 地域情報プラットフォーム構想の推進¹⁸

¹⁸ 「第 11 回 社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会」(平成 21 年 2 月 6 日)に総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室が提出した資料より抜粋。

(2) 既存のICカード・ICチップを含む媒体の利用

現在市町村から交付されている住民基本台帳カード（住基カード）の利用については、既存のICカードや市町村が有するカードの発行基盤を利用することで費用対効果に優れた仕組みとすることが可能であり、さらに、社会保障カード（仮称）の仕組みで利用する本人識別情報を格納する器として既発行の住基カードを活用できる場合には、新たなカードの発行を不要とすることができると考えられる。

「IT政策ロードマップ」（平成20年6月11日 IT戦略本部）においては、「住民基本台帳カードの普及にあたっては、社会保障カード（仮称）の議論と一体的に検討を進める」とされているところであり、今後更に検討を進めていく必要がある。

「これまでの議論の整理」においては、現在の仕組みを前提とすると、市町村をまたがる住所変更の際には住基カードの再発行が必要となることに留意する必要があると述べたが、住民基本台帳カードについては、他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き使用することができるようにするため、住民基本台帳法の一部改正法案が今国会（第171回国会（常会））に提出されている。

社会保障カード（仮称）については、転居等により保険者が変わった場合でも、カードを返却することなく利用し続けることを可能とする方向で検討を進めているが、住民基本台帳法の改正により、転居時に住民基本台帳カードが失効しない仕組みが制度化されれば、社会保障カード（仮称）の仕組みで利用する本人識別情報を格納する器として住民基本台帳カードを利用するに当たっての課題の一つが解決されることとなる。また、同法案においては、これまで住民基本台帳法の適用対象となっていなかった外国人住民についても同法の適用対象となり、住民基本台帳カードの取得が可能となる予定である。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案の概要 ＜住基カードの引越継続使用関係＞

現在

他の市町村へ住所を移すときは、一度住民基本台帳カードを返納し、改めて転入地市町村で住民基本台帳カードの交付申請を行う必要がある。

他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるよう所要の規定を改正。平成21年通常国会に法案を提出。

- ・ 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止
- ・ 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能

改正後のイメージ

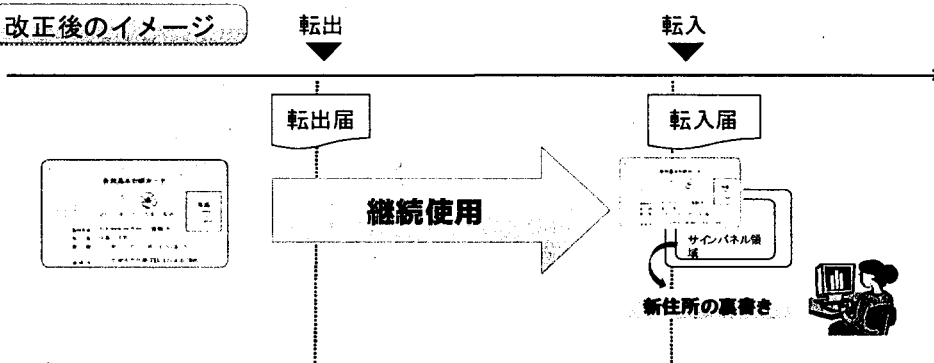


図8-7：住民基本台帳法の一部を改正する法律案の概要¹⁹

しかしながら、住民基本台帳カードの利用については、住民基本台帳カードは希望者に交付することとなっていること、自治事務として市町村が発行責任者となっていることなど、現時点での社会保障カード（仮称）の検討状況に照らして課題もあることから、これらに留意しつつ、引き続き検討を行う。

また、その他の媒体については、携帯電話等の情報通信機器を活用した電子行政サービス等へのアクセス手段の多様化等に関する検討状況、技術動向にも留意し、引き続き検討を行う。

¹⁹ 総務省自治行政局市町村課作成資料

(3) 認証基盤の活用

① 公的個人認証の活用

情報の閲覧等を行う際、ネットワーク上での厳格な本人確認を行うことにより成りすましなどを防ぐ必要がある。これについては、現在、電子申請において安全性と信頼性が確保された電子署名を行うための手段を提供している公的個人認証サービスを利用する方法等を検討する必要がある。

公的個人認証サービスについては、利用サービスの拡大、利便性の向上等に向けて、

- ・ 電子証明書のオンライン更新の実現
- ・ 記録媒体の拡大
- ・ オンライン認証の実現

等に関する検討が行われる予定であり、今後の検討の動向に留意する必要がある。

② HPKI の活用

厚生労働省で構築している保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）²⁰を資格確認等における医療関係者資格を有することの確認に用いることを今後検討する必要がある。また、現在、HPKIは電子署名基盤であることから、認証用証明書の発行についても今後検討する必要がある。

(4) ネットワーク基盤としてのレセプトオンラインネットワークの活用

平成 18 年 4 月から開始された、医療機関や薬局から審査支払機関へのレセプトの送付のオンライン化は、規模による段階的整備が今後進捗する予定である。

今後、医療機関等と審査支払機関とのネットワークが整備されていくことが見込まれ、また、これらの動きを踏まえ、医療機関等の IT 基盤が整備されていくことが想定されるため、医療機関等におけるオンライン資格確認を可能とするための環境整備については、新たな投資を極力避けるため、これらの基盤を活用することが有効と考えられる。

しかしながら、レセプトの送付が原則オンライン化される平成 23 年度以

²⁰ 電子署名法にも適合した電子証明書を用いて、実在する自然人であることと同時に、医師・薬剤師等医療に関する公的資格を有することを証明するため、保健医療福祉分野の公開鍵基盤として構築した電子署名検証基盤

降も、一部の医療機関等については最長2年の範囲内で紙媒体でのレセプト送付が認められるとともに、代行請求機関を通じたオンライン請求が可能であるため、平成23年度以降においても、すべての医療機関等において、保険資格のオンライン確認が可能となる環境が整備されるわけではないことに留意が必要である。

したがって、社会保障カード（仮称）を健康保険証として利用する場合については、医療機関等の実務に混乱が生じることのないようにすることが必要である。

9. 制度的対応の検討について

社会保障カード（仮称）に関しては、現在仮定している仕組みを前提とした場合には、例えば以下のような事項に関するルール（必ずしも法令の制定・改正に限られるものではない）が必要と考えられる。

また、情報閲覧機能等、少なくとも一部の機能の実現は、既存の法令（民法、個人情報保護法制等）の枠内で可能と考えられる。

なお、以下の事項の中には、次世代電子行政サービス、電子私書箱（仮称）等の実現に向けた取組においても検討されている事項もあり、政府全体として整合の取れた検討が進められるべきである。

(1) 中継DBの運営に関するルール

- ・ 中継DB上の個人に関する情報の取扱いに関するルール（安全確保措置、アクセス記録の保存等）
- ・ 個人による中継DB上の自分の情報へのアクセス記録の閲覧に関するルール

(2) 中継DBを用いた情報閲覧・情報連携に関するルール

- ・ 中継DBへの行政機関、保険者等によるアクセスに関するルール（リンク情報の登録・抹消、アクセス管理等）
- ・ 中継DBを用いたリンク情報利用に関するルール（例えば、主体の制限や、本人の同意がある、あるいは、法令で定める場合に利用できる、など）
- ・ 中継DBを経由した正当な要求に対する情報の提供義務
- ・ 情報閲覧・情報連携の監視に関するルール
- ・ オンライン認証に関するルール
- ・ 異常時、事故時の対策、責任の所在に関するルール

- ・ 代理の取扱いに関するルール
- (3) 保健医療番号（仮称）を導入するとした場合の当該番号の保護措置
- ・ 番号の利用・提供の制限
 - ・ 番号の告知要求制限
- (4) カードの発行・交付等に関するルール
- ・ カードの発行、交付、取得、紛失等に関するルール
 - ・ 現行の年金手帳、健康保険証等の発行・交付等に関する規定の整備

10. 社会保障カード（仮称）の実現に向けて

1. 2において述べたように、現在、政府においては、人生の様々な場面におけるワンストップサービスやそのためのバックオフィス連携等を実現するための取組が行われているが、その実現がもたらす効果がどれほど大きなものであっても、それを上回る費用が生じることとなれば、国民の理解は得られないため、費用対効果の試算は欠かすことができない。

社会保障カード（仮称）、次世代電子行政サービス、電子私書箱（仮称）について、これまで、政府において行われた費用と効果の試算について述べると、

- ・ 医療保険資格のオンライン確認等の実現による効果は、保険者で年間約160億円、医療機関等で年間約120億円（「医療保険資格確認における社会保障カード（仮称）導入効果の定量化分析業務 報告書」（平成20年12月）²¹に基づくもの。後者は、医療機関等に対するアンケート調査の結果をもとに推計した値であるが、当該アンケートの回収率が必ずしも高くないため、参考とするに当たっては留意が必要。）
- ・ ライフイベントに即したワンストップサービスの実現を目指す次世代電子行政サービスについては、引越しワンストップ、退職ワンストップの実現により、一年間に削減されると見込まれるコストは官民合わせそれぞれ、約1,000億円、1,200億円²²
- ・ 安全かつ利便性の高い情報提供の実現を目指す電子私書箱（仮称）構想の

²¹（参考）「第12回 社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」（平成21年3月6日）資料3

²² 次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチームの試算によるもの。（参考）「第4回次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム」（平成20年6月4日）資料1

実現により社会保障分野・公共サービス分野において既存の郵送による通知サービスの代替手段として削減されるコストは、一年間で約 4,600 億円²³。また、電子私書箱（仮称）の導入にかかるコストは、初期整備経費として、約 200～400 億円²⁴

とされている。

ワンストップサービス、バックオフィス連携等の実現に向けた取組については、これらを含め、様々な取組が同時進行しているところであり、技術発展の動向等を踏まえた検討の成果を反映する必要があるため、現時点において、総合的に費用や効果を算出するのは困難であるが、検討の進捗状況を踏まえつつ、可能なものから試算を行い、できる限り早期に全体的な費用対効果を試算する必要がある。また、受益と負担の関係も踏まえた費用負担の在り方について検討を行う必要がある。

ただし、こうした取組が段階的に実施される際、その初期の段階においては費用に見合った効果が得られない場合があるが、取組が進捗するに応じ、効果が上がっていくと考えられることに留意が必要である。

本検討会においては、厚生労働省が平成 21 年度に行う社会保障カード（仮称）の実証実験の状況や結果、サービス体験者等の声を踏まえつつ、現場に混乱が生じることのない円滑な実施を図るための方策、きめ細かな周知広報等国民の理解を深めるための取組に関する検討を含め、引き続き、社会保障カード（仮称）の実現に向けた取組を行っていく。

²³ 内閣官房 IT 担当室の試算によるもの。（参考）「第 4 回 電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」（平成 21 年 2 月 9 日）資料 6

²⁴ 内閣官房 IT 担当室にて年金記録及び特定健診結果のユースケースを対象としたシステムを想定し同規模の類似システムの導入コスト等を基に試算。（参考）「第 4 回 電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」（平成 21 年 2 月 9 日）資料 6

Vision 情報爆発時代において日本社会を知識創造の社会へ導き、
社会インフラの刷新を伴うイノベーションの連鎖を実現する新たなサービス

具体的な目標

1. 利用者視点でのサービス提供

- ① 情報提供を含む簡素で便利なワンストップサービスの実現
- ② 縦割り行政を排除したサービス提供
- ③ 申請主義から脱却したプッシュ型サービスの提供 etc.

2. 行政事務の最適化の推進

- ① サービスの付加価値の向上と効率化
- ② 全体最適を意識した業務プロセスへの変革
- ③ 今まで実現できなかったサービスの実現 etc.

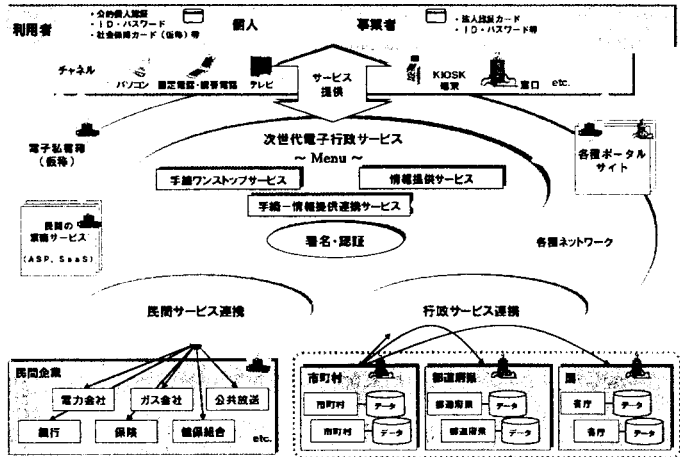
3. 企業活動の活性化

- ① 行政サービスとのシームレスな連携による生産性向上
- ② 新たな民間サービス創設の環境作り etc.

4. 国民と行政の信頼強化

- ① 行政サービス・情報・プロセスの見える化
- ② 個人情報へのアクセス履歴の本人からの閲覧 etc.

サービス基盤のイメージ図



多くの利用が見込め、かつ国や地方、個人や企業が係わるイベントである「引越」と「退職」のワンストップサービス実現を次世代電子行政サービスの第一歩とする。

II ライフイベントに即したワンストップサービス

ライフイベント単位で手続をワンストップ化 → 利用者の利便性向上、行政の効率化

BPRIによる効率化、添付書類の削減、一元的でわかりやすい情報提供などを推進

効果(引越)

官民あわせて年間約1000億円※のコスト削減効果の見込み

訪問: 7機関 → 訪問: 転入地市町村のみ
添付: 13書類 → 添付: なし

※ 引越者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約100億円

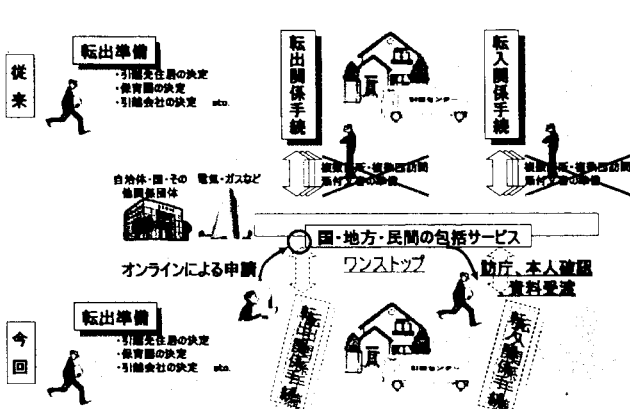
効果(退職)

官民あわせて年間約1200億円※のコスト削減効果の見込み

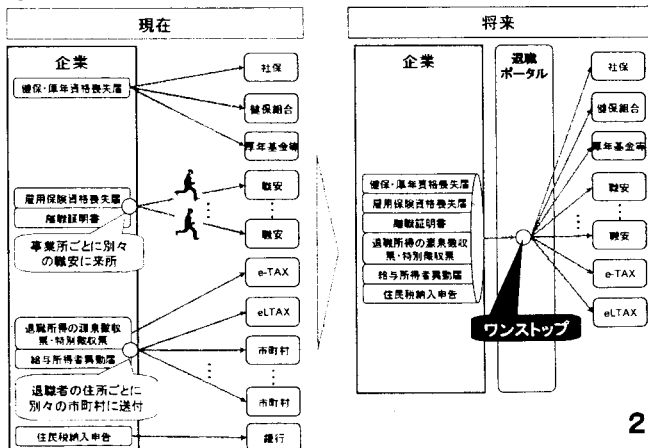
訪問: 6機関 → 訪問: 企業はなし、個人は公共職業安定所のみ
添付: 15書類 → 添付: なし

※ 企業・退職者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約300億円

引越ワンストップのイメージ



退職ワンストップのイメージ



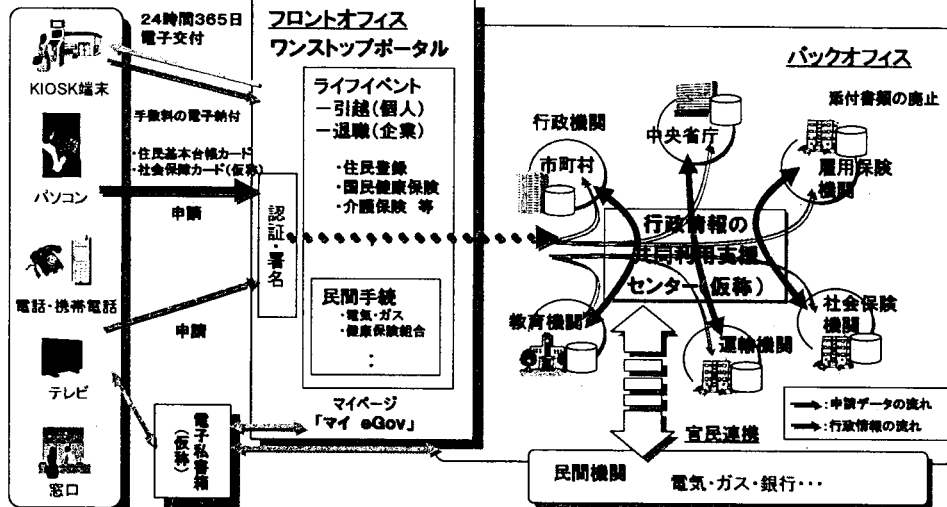
Ⅲ ワンストップサービスを実現する技術要素

1. 窓口(ポータル)

- 行政機関(国、地方)の垣根を取り除いたサービス提供
- APIを公開するなどにより、民間との連携を実現
- 手続や関連する情報の見える化を実現
- 窓口においてもワンストップサービスの享受 etc.

2. 認証・署名

- セキュリティレベルを考慮した上での、利便性の高いID・パスワードを活用したサービスも実現
- 携帯電話の認証サービスの活用
- シングル・サイン・オンによる認証の煩わしさの排除 etc.



※ 行政情報は各機関のデータベースに保有し、連携は疎結合により実現。

3. バックオフィス連携

- 本人の同意を得ることを前提とした制度整備
- 疎結合による連携の実現(データの集中化はしない)
- 個人情報保護の観点から十分なセキュリティ確保
- バックオフィス連携できない機関への配慮 etc.

4. 標準化

- 最終的には1つの標準仕様で連携を実現
- 複数の標準化アプローチ(トップダウン、ボトムアップ)の採用
- 標準仕様対応が困難な機関への配慮 etc.

3

Ⅳ 次世代電子行政サービスの実現に向けて

次世代電子行政サービスを実現するために「eワンストップ・イニシアティブ」を推進する。先行プロジェクトとして実証実験を中心に課題の検証を行うと共に、基本的な枠組みの構築を行い、知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組みを進める。

1. 実証実験に向けた主な課題

- 情報の透明化
- フロントオフィスにおけるワンストップポータルの実現
- バックオフィスにおける情報の共同利用の促進
- 国・地方における関係手続の連携検討
- データや様式の標準化

2. 次世代電子行政サービスの環境整備に向けた主な課題

- ワンストップ化に向けた法制の検討
- 総合的・一体的な取組みの推進体制の整備
- 手続にかかる業務の総点検
- 官民における関係手続の連携強化
- 社会保障カード(仮称)、電子私書箱(仮称)との連携

3. 知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組み

4

(参考)電子政府ガイドライン作成検討会について

オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月12日IT戦略本部決定)より抜粋

オンライン利用に係るガイドラインの策定

内閣官房(IT担当室及び情報セキュリティセンター)において、電子政府の手續に応じたセキュリティ確保策、ユーザビリティ向上方策について政府横断的な統一ガイドラインを策定することに向け、有識者を含めた検討の場を速やかに立ち上げ、「セキュア・ジャパン2008」における取組も踏まえつつ、経済産業省及び関係府省の協力を得て、年度内に一定の方向性を取りまとめることとする。

電子政府ガイドライン作成検討会(平成20年10月2日より開催)

座長：須藤 修 東京大学大学院情報学環教授
座長代理：辻井 重男 情報セキュリティ大学院大学学長 他 (計23名)

課題：

電子政府の手續に応じたセキュリティ確保策及びユーザビリティ向上方策について政府横断的な統一ガイドラインを策定することに向け、年度内に一定の方向性を取りまとめる。

セキュリティ分科会

主査：
辻井 重男 情報セキュリティ大学院大学学長
主査代理：
佐々木良一 東京電機大学未来科学部教授
他 (計10名)

ユーザビリティ分科会

主査：
山田 肇 東洋大学経済学部教授
主査代理：
黒須 正明 (独)メディア教育開発センター理事長補佐
他 (計10名)

5

電子私書箱(仮称)構想

参考資料2

社会保障サービス等をめぐる現状

◆様々な機関の存在、手續の未整備により、個人情報を容易に受け取ることができない。受け取れたとしても主として紙媒体であり、その情報を容易に整理、保存、活用することに限界あり。

ITの活用...ないだろうか？

電子私書箱(仮称)構想の目標

様々なサービス提供者(国、地方自治体、保険者、医療機関等)が保有する国民の情報を、安心かつ容易に、本人が入手・閲覧・管理・活用できる仕組みを実現。